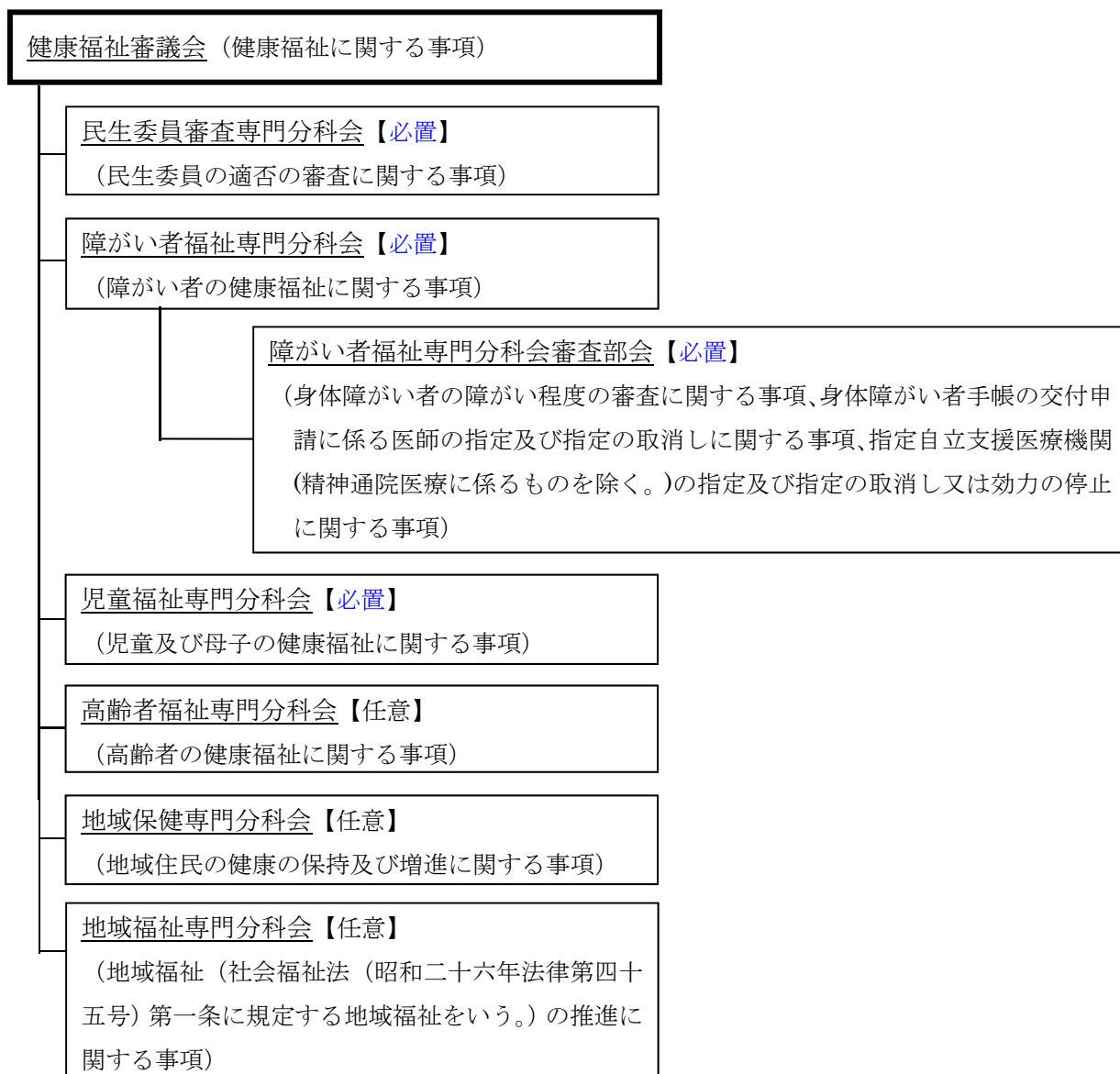


青森市健康福祉審議会 組織図

○ 青森市健康福祉審議会について

- ・ 社会福祉法の規定に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するため「青森市健康福祉審議会」を設置
- ・ 本審議会には、「委員」及び特別の事項を調査審議するための「臨時委員」を配置
- ・ 本審議会は、6 専門分科会、1 審査部会を置き、各事項を調査審議
- ・ 調査審議事項は、法令により定められた事項を含む、以下に記載の事項を対象

〈組織図〉



※ () 書きが調査審議事項

※児童福祉専門分科会は「児童福祉審議会」を健康福祉審議会の専門分科会として条例設置